

日本国岡山県美作市とベトナム社会主義共和国イエンバイ省との
友好協力関係を築いていくための覚書

日本国とベトナム社会主義共和国のアジアにおける平和と繁栄のための戦略的パートナーシップを強化するため、日本国岡山県美作市（以下「美作市」という。）とベトナム社会主義共和国イエンバイ省（以下「イエンバイ省」という。）（共に以下「両当事者」という。）は、友好協力関係促進及び両市人民の相互理解を強化することに合意する。

両当事者は、経済、農業、観光、文化・教育、人材育成、人材交流の分野における情報共有及び協力関係強化を目指し、両当事者の特徴を尊重し、両当事者に相互利益をもたらす関係促進に向けた決意を確認し、今後の取組の具体化を目指す。特に；

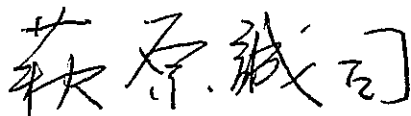
1. 美作市及びイエンバイ省におけるベトナムホーチミン文化空間の情報、管理経験共有及び宣伝することに両当事者が協力する。
2. 両当事者が農業機関の相互交流強化、特に美作市及びイエンバイ省における棚田システムの管理、保存価値向上を奨励する。
3. 両当事者が両地方の短期大学、専門学校、国際交流団体、友好団体及び企業の協力関係強化に努力する。
4. 日本、ベトナム及び両当事者において、文化・観光の宣伝をお互いに支援しあう。

各々の窓口を美作市企画振興部営業課とイエンバイ省外務局とする。

本覚書の結果として実施される全ての活動に係わる費用や期間等に関しては、各々の交流毎に、両当事者で詳細を合意、取り決めるものとする。

本覚書は調印日より効力を生ずる。どちらかが相手方に書面で3ヶ月の事前通知をすることで、本覚書を終了することができる。なお、本覚書が終了しても展開している活動に影響がない。

日本語、ベトナム語、英語の3言語の本覚書は2019年11月6日 美作市にて署名された。本覚書は2通作成し、それぞれが等しく正文である。



日本国
岡山県美作市
市長
萩原誠司



ベトナム社会主義共和国
イエンバイ省
人民委員会委員長
ド・ドク・ズイ
代理 人民委員会副委員長
グエン・チエン・タン